入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年８月29日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

秋月聡二郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新たな国立公文書館・憲政記念館新築㉓建築その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都千代田区永田町１－１－２

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築一式工事を施工する。

敷地面積　16,090㎡

建物用途　新たな国立公文書館・憲政記念館

構造・階数・建物規模　ＳＲＣ造　地上３階　地下４階　塔屋１階　延べ面積　42,384㎡

工事種目　建物、工作物、外構、造園、取壊し、その他、昇降機設備工事

⑸　工期　令和10年３月17日まで

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒆　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒇　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年８月29日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「新たな国立公文書館・憲政記念館新築㉓建築その他工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和５・６年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和５・６年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成20年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

①　美術館、博物館、図書館、劇場、会議場又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋐、㋑及び㋒の要件を満たす新築又は増築工事

㋐　地下階数が２以上

㋑　延べ面積が5,000㎡以上

㋒　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法を含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

※複合用途施設にあっては、美術館、博物館、図書館、劇場又は会議場の用途に係る部分の床面積が5,000㎡以上に限る。

なお、本競争の参加希望者が、経常建設共同企業体である場合は構成員のうち１社（特定建設工事共同企業体である場合は代表者）は平成20年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成20年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次